首都高速道路株式会社

第13回定時株主総会目的事項

(報	生	車.	項)
【羊収	\Box	╼	七只 丿

第13期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 資料 2

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件 資料3-1

第2号議案 定款一部変更の件 資料3-2

第3号議案 取締役選任の件 資料3-3

第4号議案 監査役選任の件 資料3-4

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する

退職慰労金贈呈の件 資料3-5

事業報告

平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、企業収益 が改善していることを背景に、緩やかな回復基調が続きました。個人消費について も、持ち直しの動きがみられました。

こうした状況の下、高速道路事業として、お客様に、より安全・快適に首都高速 道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見 した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりまし た。

当社の利用交通量は、前期比1.7%増の100.0万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は446,046百万円(前期比32.5%減)、営業利益は271百万円(同95.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は10,499百万円(同27.8%増)となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

[高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点 検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は晴海線(晴 海〜豊洲間1.2km)の開通により320.1kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。ETCの利用率は、平成30年3月平均が95.3%となり、前年同月比0.5%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、お客様センター、グリーンポスト及びお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見の各種改善への反映等により、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、景気の緩やかな回復基調の下、平成29年3月に開通した横浜北線のネットワーク整備効果等により、270,130百万円(前期比0.2%増)となりました。

高速道路の新設・改築については、晴海線や横浜環状北西線等6路線18.7kmの整備や、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町JCT間改良、堀切小菅JCT間改良、小松川JCTの新設の実施、出入口増設等事業として渋谷入口の整備を行ってまいりました。その結果、平成30年2月25日に堀切小菅JCT間の4車線化、平成30年3月10日に晴海線(晴海~豊洲間1.2km)の開通、平成30年3月18日に板橋熊野町JCT間の4車線化が実現しました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。)を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比60.8%減の144,086百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は414,392百万円(同34.9%減)となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様がご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,197百万円(同2.9%増)となりました。

[受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は26,040百万円(同38.2%増)となりました。

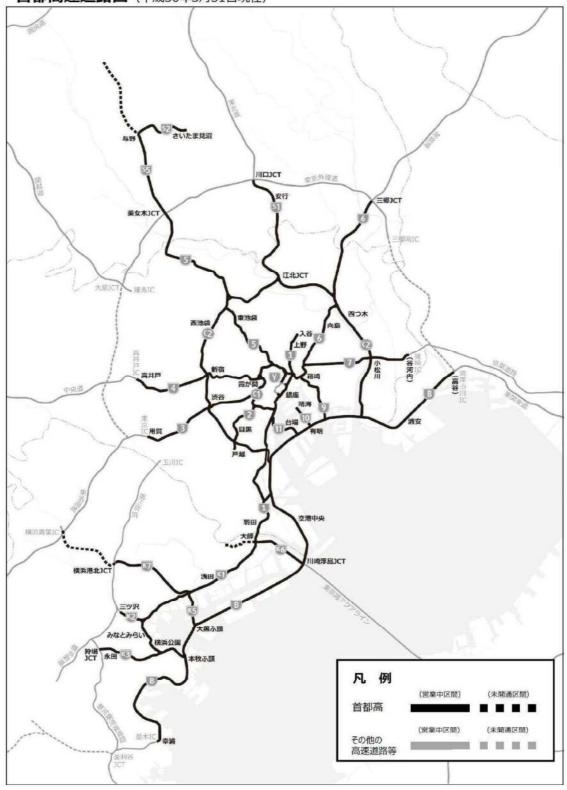
[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、八潮PAにおいて店舗をリニューアルする等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野 JCT付近の利便増進施設、社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合 ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコン サルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,080百万円(同9.4%増)となりました。

首都高速道路図(平成30年3月31日現在)



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返 済機構法第12条第1項第4号に基づく無 利子借入)	平成29年7月、11月	217億円

②有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	平成29年9月	200億円
第20回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成29年10月	400億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成29年12月	200億円
第21回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成30年2月	400億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成30年3月	150億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成30年3月	50億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は12,135百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

- ①当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・高速道路事業: 晴海線の開通に伴う料金徴収施設の新設
 - ・駐車場事業(都市計画駐車場):都市計画駐車場施設(換気・給排水設備、

信号機設備、照明設備等)の更新

- ・その他の事業(休憩所): 八潮休憩所等施設の更新
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充
 - ・高速道路事業:横浜環状北西線等の料金徴収施設の設計・新設 ETC設備の更新
- ③当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失 該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。
- (8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	第 1 0 期 平成26年度	第 1 1 期 平成27年度	第 1 2 期 平成28年度	第 1 3 期 平成29年度 当連結会計年度
営業収益(百万円) 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	553, 310 1, 806	308, 489 4, 944	661, 084 8, 212	446, 046 10, 499
1株当たり当期純利益金額(円) 純資産額(百万円) 総資産額(百万円)	66. 91 42, 694 517, 707	183. 11 35, 362 565, 673	304. 15 47, 993 465, 383	388. 85 61, 448 430, 699

注1:営業収益には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第 1 0 期 平成26年度	第 1 1 期 平成27年度	第 1 2 期 平成28年度	第 1 3 期 平成29年度 当事業年度
営業収益(百万円)	550, 268	305, 221	657, 479	442, 219
当期純利益(百万円)	911	3, 946	6, 082	9, 799
1株当たり当期純利益金額(円)	33. 75	146. 15	225, 28	362, 93
純資産額(百万円)	33, 579	37, 525	43, 608	53, 407
総資産額(百万円)	504, 012	551, 483	448, 416	413, 211

注1:営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 会社の経営の基本方針

当社は、総延長320.1km、首都圏の大動脈として、1日平均約100万台のお客様にご利用いただいている首都高速道路の建設、維持、管理に日夜携わっており、多くのお客様に安全・安心で快適なサービスを提供し続けることが当社の最も重要な使命であります。

そのため、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」するという基本理念のもと、「お客様第一」、「地域社会との共生」、「社会的責任」、「自立する経営」、「活力あふれる職場」という5つの経営理念を掲げ、首都圏の大動脈である首都高速道路を、24時間365日、より安全に、より円滑に、より快適にお客様にご利用いただけるよう全力を尽くしてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2018-2020 安全・安心・快適なみちづくりと幅広い事業を通じて社会に貢献」に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

お客様に、より安全・安心に首都高をご利用いただけるよう、スマートインフラマネジメントシステム(*i*-DREAMs®)等の新技術を活用した確実・効率的な維持管理や、東品川・鮫洲及び高速大師橋の特定更新等工事を進め、道路構造物の安全性を高めていきます。併せて、大雪時の長時間の車両滞留や通行止めの長期化の回避など、災害対策を強化して実施します。また、渋滞・事故分析に基づく交通安全対策を実施します。

お客様に、より快適に首都高をご利用いただけるよう、横浜環状北西線及び渋谷入口(下り)等のネットワーク整備や、小松川JCT新設等の渋滞対策を推進します。さらに、景観向上アクションプログラムに基づく景観向上施策の実施やmew-ti(道路交通情報サイト)の機能強化等による情報発信の多様化を図ります。

首都高が安全を基礎に安心なものであり続けるために、AIや屋外無線LANを活用した高度かつ合理的な点検手法の確立、炭素繊維等を活用した効率的で高耐久を実現する補修・補強手法の確立、さらに、災害発生時の状況把握と対応の早期化を図る技術の確立等を目指し、技術開発を推進します。

[高速道路事業以外の事業]

幅広い事業展開に向けた礎を築くことで、長期に安定した健全な経営を目指すため、研修所の跡地を活用した新たな賃貸住宅の運営や、新規飲食店舗のオープン、首都高の高架下以外での時間貸駐車場の開設を進めます。また、首都高の計画・建設・維持管理・交通運用で培った技術力やノウハウを活かし、国内外で技術コンサルティ

ング事業を拡大していきます。

(10) 主要な事業内容(平成30年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関係する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その 他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及 び管理並びに技術コンサルティング事業等

(1) 主要な事業所(平成30年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京西局プロジェクト本部	東京都品川区
東京東局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(平成30年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	4, 056	158名増
受託事業	[379]	[36名減]
駐車場事業	1 1 0	6名増
その他の事業	[41]	[30名増]
全社 (共通)	1 6 7 [-]	1 0 名増 [-]
計	4, 333 [420]	1 7 4 名増 [6 名減]

注1:臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 073	26名增	44.2	18.8

注1:従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当 社への出向者を含みます。

注2:平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京㈱	90	58.0	高速道路事業(料金収 受業務)
首都高トールサービス東東京㈱	90	100.0	高速道路事業(料金収 受業務)
首都高トールサービス神奈川㈱	90	71.0	高速道路事業(料金収 受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管 理業務)
首都高カー・サポート㈱	20	100. 0 (100. 0)	高速道路事業(交通管 理業務)
首都高技術㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(電気))
首都高ETCメンテナンス㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(ETC))
首都高機械メンテナンス㈱	90	100.0	高速道路事業(維持修 繕業務(機械))
首都高速道路サービス㈱	90	100.0	駐車場事業、その他の 事業
首都高保険サポート㈱	10	100. 0 (100. 0)	その他の事業
首都高パートナーズ㈱	10	100. 0 (100. 0)	その他の事業

注1:出資比率の()内は、間接所有割合で内数となっております。

(4) 主要な借入先及び借入額(平成30年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	4 1 3
全国信用協同組合連合会	1 1 8
㈱みずほ銀行	1 1 3
㈱SMBC信託銀行	7 6
農林中央金庫	7 2

(5) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に 関する方針

該当事項はありません。

- (16) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。
- 2. 株式に関する事項(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数 : 7名

(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総 数に対する持株数 の割合(%)
財務大臣	13, 499, 997	49. 99
東京都	7, 215, 618	26. 72
神奈川県	2, 236, 443	8. 28
埼玉県	1, 593, 702	5. 90
横浜市	1, 203, 121	4. 45
川崎市	1, 033, 322	3. 82
千葉県	217, 797	0.80
計	27, 000, 000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	ささき しんいち 佐々木 眞一	
代表取締役社長	なやた としたか 宮田 年耕	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	安藤憲一	
代表取締役	藤井 寛行	
取締役	大西 英史	
取締役	中原淳	
監査役(常勤)	大橋 亘	
監査役 (非常勤)	根本 博	
監査役 (非常勤)	ょまだ みちょ 浜田 道代	
監査役 (非常勤)	ともえ まさお 巴 政雄	

注1:取締役佐々木眞一氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める 社外取締役です。

注2:監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 社外役員に関する事項

	佐々木眞一	大橋亘	根本博	浜田道代	巴政雄
①当事業年度における 主な活動状況	別記1	別記1	別記1	別記1	別記 1
②社外役員の報酬等の 総額	別記2	別記2	別記 2	別記2	別記2

別記1: 社外取締役佐々木眞一氏については、当事業年度開催の取締役会13回の うち11回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役大橋亘氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役根本博氏及び浜田道代氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。社外監査役巴政雄氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会13回のうち11回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2: 社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項(3)取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	96百万円
監査役	4名	29百万円
計	10名	125百万円

注1:平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注2: 社外取締役1名は無報酬です。なお、平成30年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役4名です。

(4) その他会社役員に関する重要な事項 該当事項はありません。

- 5. 会計監査人の状況
 - (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
 - (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項 該当事項はありません。
 - (3) 現在の業務停止処分に関する事項 該当事項はありません。
 - (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべき と判断した事項 該当事項はありません。
 - (5) 責任限定契約に関する事項 該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	58百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- 注1: 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融 商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的 にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額 を記載しております。
- 注2:監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を 受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性 等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計 監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

- 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - (1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。(最終改正:平成27年5月21日)

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状 況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を 確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法 性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表(労働組合委員長)を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - 「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、ETC等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」(社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。)は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を 定め、取締役会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営 計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績 指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及 び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規 範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること 等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口に情報提供を行う手段として「アラームネット」(内部通報制度)を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の 確立と運用の権限と責任を有することとする。

7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を 行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当 社に報告することとする。

8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。

当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。

監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- 11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制 グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会 社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社 長会」等の体制を確保する。
- 12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを 禁止する。
- 13. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。

14. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役に ついても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

(2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の 報告等を行った。

また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告 し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保する よう努めた。

- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存 するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
- 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重 要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及び グループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。

入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。

- 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 「権限規則」等による職務権限や意思決定ルールの明確化、取締役会決議を経て決定して いる「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報 告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
- 5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コン プライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や外部講師によるコンプライアンス講 習会を実施した。

また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させる ため、「アラームネット」(内部通報制度)を運営している。

内部監査については定期的に実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。

6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的に開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。

7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。

また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに 当社に報告することとしている。 8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。

内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。

9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。

なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取締役から監査役への協議を行っている。

10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制 定期的に開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。

また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。

- 11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制 定期的に開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に 監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。
- 12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 方針に基づき、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。
- 13. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当 社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。
- 14. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的に意見交換を行っている。
- 7. 会社の支配に関する基本方針 該当事項はありません。
- 注:本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。 ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比比 率並びに10頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細 事業報告 1 2 頁 「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載 のとおりです。

						台 邦 三 诗	道路株式会社
							迪路休氏安心 位:百万円)
		資	産の	部		(+	ж. шил
I 流動資産							
現金及び預金						27, 026	
高速道路事業営業未収入金						42, 335	
未収入金						12, 051	
有価証券						64, 000	
たな卸資産							
仕掛道路資産					196, 222		
貯蔵品					481		
その他のたな卸資産				_	204	196, 908	
受託業務前払金						15, 583	
前払金						3, 610	
繰延税金資産						986	
その他						1, 470	
貸倒引当金						△ 153	
流動資産合	計						363, 820
Ⅱ固定資産							
有形固定資産							
建物			10	6, 101			
減価償却累計額			Δ.	7, 421	8, 680		
構築物				764			
減価償却累計額			Δ 1	2, 743	18, 021		
機械及び装置			39	9, 156			
減価償却累計額			△ 19	9, 425	19, 731		
車両運搬具			į	5, 737			
減価償却累計額			Δ;	3, <u>997</u>	1, 740		
工具、器具及び備品			;	3, 375			
減価償却累計額			Δ	1, 951	1, 423		
土地					7, 782		
リース資産				370			
減価償却累計額		-	Δ	141	229		
建設仮勘定				_	4, 029	61, 637	
無形固定資産							
リース資産					116		
その他				-	2, 518	2, 635	
投資その他の資産							
投資有価証券					424		
+1 A					1, 154		
敷金					417		
敷金 繰延税金資産 その他					609	2, 606	

負債の部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	37, 132	
一年以内返済予定長期借入金	6, 859	
リース債務	136	
未払金	16, 088	
未払法人税等	712	
預り金	459	
受託業務前受金	17, 306	
前受金	110	
賞与引当金	1, 484	
その他	4, 222	
流動負債合計		84, 512
Ⅱ固定負債		
道路建設関係社債	114, 000	
道路建設関係長期借入金	127, 218	
その他の長期借入金	12, 643	
リース債務	242	
役員退職慰労引当金	163	
退職給付に係る負債	30, 132	
その他	339	
固 定 負 債 合 計		284, 738
負 債 合 計		<u>369, 251</u>
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		13, 500
資本剰余金		13, 500
		39, 319
利益剰余金		
		66, 319
利益剰余金		
利益剰余金株 主資本合計		
利益剰余金 株 主 資 本 合 計 II その他の包括利益累計額		66, 319
利益剰余金 株 主 資 本 合 計 II その他の包括利益累計額 退職給付に係る調整累計額		66, 319 △ 5, 340
利益剰余金 株 主 資 本 合 計 II その他の包括利益累計額 退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計		66, 319 △ 5, 340 △ 5, 340

連結損益計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

							道路株式会社 位:百万円)
I 営業収益						446, 046	
Ⅱ営業費用							
道路資産賃億					187, 754		
高速道路等	事業管理 費	費及び売上原	価		247, 532		
販売費及び一	一般管理費	基			10, 487	445, 775	
	営	業	利	益			271
Ⅲ営業外収益							
受取利息					2		
土地物件貸付	付料				66		
損害賠償金					44		
その他					180	293	
Ⅳ営業外費用							
支払利息					45		
その他					39	84	
	経	常	利	益			481
V特別利益							
補助金収入					108		
受取補償金					654		
厚生年金基金	è 代行返上	-益			15, 090	15, 852	
Ⅵ特別損失							
臨時損失					100		
固定資産圧網	宿損				108	208	
	税 金	等調整前	〕当 期 純	〕利 益			16, 125
	法人	税、住民	税及び事	革業 税			838
	法	人 税 等	語 調	整 額			4, 763
	当	期 純	! 利	益			10, 524
	非支配	2株主に帰属	する当期	純利益			25
	親会社	株主に帰属	する当期	純利益			10, 499

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

			I		l .a '		~~
(単位:百万円)	純資産合計	47, 993		10, 499	2, 955	13, 454	61, 448
	非支配株主持分	443			25	25	469
その他の包括利益累計額	その他の包括利益 累計額合計	△ 8, 270			2, 930	2, 930	△ 5,340
その他の包括	退職給付に係る調整累計額	△ 8, 270			2, 930	2, 930	△ 5,340
	株主資本合計	55, 820		10, 499		10, 499	66, 319
資本	村 本	28, 820		10, 499		10, 499	39, 319
**************************************	本本無代	13, 500				-	13, 500
	資 人 44	13, 500				-	13, 500
		当期首残高	当期変動額	親会社株主に帰属する当期純利益	株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	当期変動額合計	当期末残高

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 連結子会社の名称 15 社 首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神 首都高パトロール株) 首都高力・サポート(株) 首都高持技術(株) 首都高高メンテナンス 西東京川(株) 首都高高メンテナンス、神 首都高高電TCメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高速道路サービス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社数

0 社

首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

- 4 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

選物 2年~51 年 構築物 2年~45 年 機械及び装置 1年~17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用の費用処理方法

その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

③ 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価

工事完成基準を適用しております。

工事に係る受託業務収入及び受託業務費用

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

5 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、当連結会計年度において、平和島本線料金所及び大井本線料金所の運用停止を決定しており、これに伴い撤去見込みとなる固定資産について、耐用年数を運用停止予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が506百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ506百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債114,000百万円の一般担保に供しております。

2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務557,878百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務275,700百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

3 重畳的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が90,000百万円、道路建設関係長期借入金が53,373百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち18,373百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。 残る道路建設関係社債90,000百万円及び道路建設関係長期借入金35,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。

4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額

130 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1 補助金収入

社宅等の耐震補強工事に係る地方公共団体から受領した補助金

108 百万円

2 受取補償金

高速7号小松川線高架下火災により損傷した道路施設の復旧 工事費及び交通規制に伴う収入減等に係る補償金

654 百万円

3 厚生年金基金代行返上益

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。当連結会計年度における損益に与えている影響額は、15,090百万円であり、特別利益に計上しております。

4 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金

100 百万円

5 固定資産圧縮損

社宅等の耐震補強工事に係る地方公共団体から受領した補助金により取得した固定資産の取得原価から控除した圧縮損

108 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債に対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の 悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。 営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。 道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した 「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであ り、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2 項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

・/ **ハ**・。 (単位:百万円)

(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)					<u> </u>
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1) 42,335 人 153 (3) 有価証券 64,000 64,000 - 資産計 133,208 133,208 - (1) 高速道路事業営業未払金 37,132 37,132 - (2) 道路建設関係社債 114,000 113,996 △4 (3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6				時価	差額
貸倒引当金(*1)	(1)	現金及び預金	27,026	27,026	-
42,182 42,182 - (3) 有価証券 64,000 64,000 - 資産計 133,208 133,208 - (1) 高速道路事業営業未払金 37,132 37,132 - (2) 道路建設関係社債 114,000 113,996 △4 (3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6	(2)	高速道路事業営業未収入金	42,335		
(3) 有価証券 64,000 64,000 - 資産計 133,208 133,208 - (1) 高速道路事業営業未払金 37,132 37,132 - (2) 道路建設関係社債 114,000 113,996 △4 (3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6		貸倒引当金(*1)	△ 153		
資産計 133,208 133,208 - (1) 高速道路事業営業未払金 37,132 37,132 - (2) 道路建設関係社債 114,000 113,996 △4 (3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6			42,182	42,182	-
(1) 高速道路事業営業未払金 37,132 37,132 - (2) 道路建設関係社債 114,000 113,996 △4 (3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6	(3)	有価証券	64,000	64,000	_
(2) 道路建設関係社債 114,000 113,996	資產		133,208	133,208	_
(3) 道路建設関係長期借入金 131,316 131,248 △67 (4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6	(1)	高速道路事業営業未払金	37,132	37,132	-
(4) その他の長期借入金 15,405 15,398 △6	(2)	道路建設関係社債	114,000	113,996	△4
	(3)	道路建設関係長期借入金	131,316	131,248	△67
負債計 297,853 297,775 △ 78	(4)	その他の長期借入金	15,405	15,398	△6
	負債	· 計	297,853	297,775	△ 78

^(*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

<u>資 産</u>

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 高速道路事業営業未収入金 高速道路事業営業未収入金はすべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 有価証券 有価証券 有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<u>負債</u>

(1) 高速道路事業営業未払金

高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金

国師建設関係技術信人並及び(4)でい他の技術信人並 長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっ ていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるもの は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率 で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	424

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	(十二十二)
	1年以内
現金及び預金	27,026
高速道路事業営業未収入金	42,335
有価証券	64,000
合計	133,361

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	4 5 10 4	1年超	2年超	3年超	4年超	<u> </u>
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	34,000	80,000	1
道路建設関係長期借入金	4,098	13,370	23,704	35,000	55,000	144
その他の長期借入金	2,761	1,928	3,594	3,594	2,595	930
合計	6,859	15,298	27,298	72,594	137,595	1,074

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益金額

2,258円 49銭 388円 85銭

	貸 借 対 平成30年			
			首都高速道	鱼路株式会社
	次 立	<i>□</i> #	(単位	፲: 百万円)
I 流動資産	資産	い。司		
現金及び預金			19, 031	
高速道路事業営業未収入金			42, 335	
未収入金 未収収益			11, 552 0	
有価証券			64, 000	
仕掛道路資産			195, 546	
貯蔵品 妥託業務前共 <i>合</i>			174	
受託業務前払金 前払金			15, 585 1, 890	
前払費用			224	
繰延税金資産			609	
その他の流動資産 貸倒引当金			883 <u>△ 153</u>	
流動資産合計	ŀ		<u> </u>	351, 681
Ⅱ固定資産				
Ⅱ 固定資産 i高速道路事業固定資産				
有形固定資産				
建物 構築物		1, 248		
梅架物 機械及び装置		17, 535 19, 672		
車両運搬具		581		
工具、器具及び備品 土地		460		
工 ^地 建設仮勘定		268 3, 349	43, 115	
無形固定資産			458	43, 574
ii 駐車場事業固定資産				
有形固定資産				
建物		2, 203		
構築物 機械及び装置		19 0		
工具、器具及び備品		4		
建設仮勘定		123	2, 352	2, 352
iii休憩所等事業固定資産				
有形固定資産				
建物 構築物		92 14		
工具、器具及び備品		0		
土地		1, 464		
建設仮勘定 無形固定資産		1	1, 573	1, 575
			1	1, 5/5
iv 高架下事業固定資産				
有形固定資産 建物		18		
構築物		0	18	18
v 各事業共用固定資産				
有形固定資産				
建物		4, 057		
構築物 機械及び装置		12 46		
車両運搬具		40		
工具、器具及び備品		265		
土地 リ ー ス資産		5, 901		
リース資産 建設仮勘定		172 33	10, 530	
無形固定資産			. 5, 555	
リース資産		33	1 100	11 053
その他		1,093	1, 126	11, 657
vi その他の固定資産				
有形固定資産 土地				

固定資産合計 資産合計	76 12	2, 352 61, 529 413, 211
負債の部		
I 流動負債 高速道路事業営業未払金 一年以内返済予定長期借入金 リース債務 未払金 未払費用 未払法人税等 預り金 受託業務前受金 前受金 前受収益 賞与引当金 その他の流動負債 流 動 負 債 合 計	49, 047 6, 859 69 6, 932 21 461 240 17, 306 112 6 906 1, 369	83, 335
II 固定負債 道路建設関係社債 道路建設関係長期借入金 その他の長期借入金 リース債務 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 固定負債合計	114, 000 127, 218 12, 643 158 22, 415 31	276, 467 359, 803
4t 28 Tr 0 tn		
純 資 産 の 部 I 株主資本 資本金 資本剰余金		13, 500
資本準備金 資本剰余金合計	13, 500	13, 500
利益剰余金 その他利益剰余金 別途積立金 線越利益剰余金 料益剰余金合計 株主資本合計 練資産合計	26, 407	26, 407 53, 407 53, 407 413, 211

平成29年4月1日から平成	30年3月31日まで		 直路株式会社
I. 高速道路事業営業損益		(単	单位:百万円)
1. 営業収益			
料金収入	270, 130		
道路資産完成高	144, 086		
受託業務収入 その他の売上高	1	414 204	
ての他の近上同	166	414, 384	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	187, 754		
道路資産完成原価 管理費用	144, 086 85, 174		
受託業務費用	1	417, 017	
高 速 道 路 事 業 営 業 損 失			2, 632
Ⅱ.駐車場事業営業損益			
1 営業収益			
駐車場事業収入	710		
駐車場営業雑収入	426	1, 136	
2. 営業費用			
駐車場事業費	929	929	
駐車場事業営業利益			207
Ⅲ. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	558	558	
2. 営業費用			
2. 呂朱貞州 休憩所等事業費	351	351	
休憩所等事業営業利益			207
T/			
IV. 高架下事業営業損益 1. 営業収益			
高架下事業収入	98	98	
2. 営業費用 高架下事業費	93	93	
高架下事業営業利益	90		Ę
77 - 77 - 57 - 144 - 75 - 5- 144 - 244 - 145 - 15 - 24			
V. 受託業務事業営業損益 1. 営業収益			
9.	26, 040	26, 040	
	•	•	
2. 営業費用 受託業務費用	25, 994	25 004	
受託 業 務 事 業 営 業 利 益	20, 994	<u>25, 994</u>	46
全 事 業 営 業 損 失			2, 166
7.7. *** ** ** * * * * * * * * * * * * *			
VI. 営業外収益 受取利息	0		
有価証券利息	1		
受取配当金	923		
土地物件貸付料	65	1 070	
雑収入	83	1, 073	
Ⅷ. 営業外費用			
支払利息	40	70	
雑損失 経 常 損 失	30	70	1, 162
			1, 102
₩I. 特別利益	100		
補助金収入 受取補償金	108 661		
文权無順並 厚生年金基金代行返上益	15, 090	15, 860	
	<u> </u>	,	
IX. 特別損失 臨時損失	100		
岡府復大 固定資産圧縮損	100 108	208_	
税引前当期純利益			14, 489
法人税、住民税及び事業税		16	4 000
法人税等調整額		4, 673	4, 689

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

		T 195.		78.50 T 18.70 T 18.00) 6		首都高 (章)	首都高速道路株式会社 (単位:百万円)
			桊	主	₩			
	< 	資本剰	条 無	压	推 条 条	绀	株主資本	第 企計 本計
	河		容木割全全	その他利益剰余金	益剰余金	当林豐全金	· 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
		資本準備金	수무하게 수타	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	13, 500	13, 500	13, 500	8, 066	8, 542	16, 608	43, 608	43, 608
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立				068	068 🗸	I	ı	I
当期純利益					9, 799	9, 799	9, 799	9, 799
事業年度中の変動額合計	_	_	_	068	8, 908	9, 799	9, 799	9, 799
当期末残高	13, 500	13, 500	13, 500	8, 956	17, 451	26, 407	53, 407	53, 407

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年~50 年 構築物 2年~45 年 機械及び装置 1年~17 年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。

- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 を採用しております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 過去勤務費用の費用処理方法

その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価

工事完成基準を適用しております。

(2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは 原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事 は工事完成基準を適用しております。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

7 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、当事業年度において、平和島本線料金所及び大井本線料金所の運用停止を決定しており、これに伴い撤去見込みとなる固定資産について、耐用年数を運用停止予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が506百万円増加し、高速道路事業営業損失、全事業営業損失及び経常損失がそれぞれ506百万円増加、税引前当期純利益が506百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債114,000百万円の一般担保に供しております。

2 減価償却累計額

有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定 資産33,527百万円、駐車場事業固定資産3,133百万円、休憩所等事業固定資産73百万円、高架下事業固定資産28百万 円、各事業共用固定資産3,375百万円であります。

3 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務557,878百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務275,700百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

4 重畳的債務引受

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が90,000百万円、道路建設関係長期借入金が53,373百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち18,373百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債90,000百万円及び道路建設関係長期借入金35,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 126 百万円 12,157 百万円 12,157 百万円 12,157 百万円 130 百万円 150 百万円 150

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,383 百万円 仕入高 61,509 百万円 営業取引以外の取引による取引高 1,588 百万円

2 補助金収入

社宅等の耐震補強工事に係る地方公共団体から受領した補助

金 108 百万円

3 受取補償金

高速7号小松川線高架下火災により損傷した道路施設の復旧

工事費及び交通規制に伴う収入減等による補償金 661 百万円

4 厚生年金基金代行返上益

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。当 事業年度における損益に与えている影響額は、15,090百万円であり、特別利益に計上しております。

5 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円

6 固定資産圧縮損

社宅等の耐震補強工事に係る地方公共団体から受領した補助

金により取得した固定資産の取得原価から控除した圧縮損 108 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 貸倒引当金 46 百万円 賞与引当金 277 百万円 退職給付引当金 6,863 百万円 役員退職慰労引当金 9 百万円 未払事業税 138 百万円 繰越欠損金 134 百万円 その他 754 百万円 繰延税金資産小計 8.225 百万円 **評価性引当額** △ 7,539 百万円 繰延税金資産合計 686 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成77年9月30日まで高速道路を借り受けております。 なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内 193 733 百万円 1年超 10,556,112 百万円 合計 10,749,846 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)									
\$ 	東京都新宿区					受託業務 収入	4,915	_	-										
					(被所有)		受託業務		受託業務 前受金	5,536									
				東京都			工事等の受託	前受金の 受入	5,984	未収入金	1,370								
主要株主		^{東京都} 新宿区										新宿区	行政	旦接 26.7%	工事等の支託			未払金	7
							医療費助 成拠出金 の支払 (注3)	100	_	_									

- 東京都と協議の上、協定を締結しております。 (注1)
- 取引金額には受託業務前受金の受入を除き消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 (注2)
- 社会貢献による医療費助成拠出金であります。 (注3)

2 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 が議決権の 過半数を 過半数を 高速道路 保有・債 保有・債 所有してい る会社等						道路資産の借受	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	187,754	高速道路 事業営業 未払金	16,897
	高速)	高速道 路に係る				道路資産 完成高	144,086	高速道路 事業営業 未収入金	17,047	
	法人日本 高速道路 保有•債 務返済機	法人日本 高速道路 保有•債 帝返済機	5,612,436	道産及の (路の保会付け (では、) (では) (では)	なし	道路資産完成高 及び債務引受け	債務引受けに伴う借入金等債務の減少額(注2)	143,373	高速道路 事業営業 未収入金	3
					借入金等の 連帯債務	債務保証 (注2)	557,878	_	_	
						資金の借入	資金の借 入 (注3)	21,718	道路建設 関係長期 借入金	41,316

- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、 (注1) 支払いを行っております。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、 (注2) 改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を 負っております。なお、保証料は受け取っておりません。 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の
- (注3) 借入金であります。
- 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。 (注4)

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額 1,978 円06銭 362 円93銭

独立監査人の監査報告書

平成30年6月4日

首都高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中島康晴 (EI) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 **卸** 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 路 1 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すな わち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について 監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を 整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任 当監査法人の

監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に 対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる 監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽 表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査 を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施 される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽 表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について 意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を 検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経過者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算 書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているもの

利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月4日

首都高速道路株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中島康晴 (印) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 (FI) 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 隆 (印) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すな わち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書 について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

計算書類がに対する経営者の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

E.

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況 及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執 行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成29事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並

びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に ついても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月11日

首都高速道路株式会社 監查役会

常勤監査役(社外監査役)	
監査役(社外監査役)	根本 博 @
監査役(社外監査役)	<u>浜田道代</u> 印
監査役(社外監査役)	

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、当期の高速道路事業の損失(厚生年金基金の代行返上に伴う特別利益の高速道路事業分を除く)については、別途積立金の一部(1,213百万円)を取り崩させていただきたいと存じます。

高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理の増大に備えて、当社の自己資本充実に努めたいと存じます。よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

また、安全対策やサービス高度化の事業に活用することを目的として「安全対策・サービス高度化積立金」を設けることとし、厚生年金基金の代行返上に伴う特別利益の高速道路事業分(14,281 百万円)を充当することとさせていただきたいと存じます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1)減少する剰余金の項目及びその額 別途積立金 繰越利益剰余金

1, 213, 337, 893円 13, 067, 908, 931円

- (2) 増加する剰余金の項目及びその額 安全対策・サービス高度化積立金 14,281,246,824円
- (注) 安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は、取締役会の決議によります。

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

平成30年6月1日に公布された「海外社会資本事業への我が 国事業者の参入の促進に関する法律」(平成30年法律第40号) により、この法律に基づく海外事業が追加されたことに伴い、現 行定款第2条の規定の一部を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 略 第2 2 1 2 本会社は、前項の事業を営むほか、 同項第1号から第3号までの事業に 支障のない範囲内で、次の事業を営む。	(目的) 2条 略 本会社は、海外社会資本事業への 太が国事業者の参入の促進に関する 技律に基づき、同法の目的を達成する 大め、同法第3条第1項の基本方 十に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるも 口に関する調査、測量、設計、試験 ひび研究の事業を営む。 本会社は、前2項の事業を営むほか、第1項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。 本会社は、前2項の事業を営むにより、第1項第1号から第3号までの事業を営む。 本会社は、前2項の事業を営むにより、第1項第1号から第3号までの事業を営む。 本会社は、前2項のより第3号までの事業を営む。

上記の変更は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行日をもってその効力を生じるものとする。

第3号議案 取締役選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及	及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
1	佐々木 賞 ^{いち} (昭和21年12月18日生)	昭和 45 年 4 月 平成 13 年 6 月 平成 15 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 21 年 6 月 平成 25 年 6 月 平成 28 年 6 月	トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同 常務役員 同 専務取締役 同 取締役副社長 同 相談役・技監 首都高速道路株式会社取締役会長 現在 に至る トヨタ自動車株式会社顧問・技監 現在に 至る	_
2	營 缶 嵀 辮 (昭和24年10月27日生)	昭和50年4月 平成17年4月 平成18年7月 平成20年7月 平成22年10月 平成23年7月 平成24年9月 平成25年10月 平成28年6月	建設省採用 国土交通省九州地方整備局長 同 道路局長 同 退職 首都高速道路株式会社顧問 同 常務執行役員 同 取締役常務執行役員 同 代表取締役専務執行役員 同 代表取締役も長 現在に至る	_
3	藤 井 覧 行 (昭和 29 年 9 月 25 日生)	昭和54年5月 平成21年7月 平成22年7月 平成23年7月 平成25年7月 平成26年7月 平成26年8月 平成26年8月 平成27年6月 平成28年6月	東京都採用 同 建設局道路建設部長 同 都市整備局都市基盤部長 同 都市整備局理事 同 技監 同 退職 東京都職員信用組合理事長 首都高速道路株式会社取締役常務執行役員 同 代表取締役専務執行役員 現在に至る オリンピック・パラリンピック対応総括、 計画・環境部、大規模更新担当	_

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及	とび担当並びに他の法人等の代表状況	所有する 当社の株 式の数
4	大島 健志 (昭和31年3月24日生)	昭和54年4月 平成17年10月 平成20年7月 平成22年7月 平成24年8月 平成25年7月 平成27年6月 平成29年6月	首都高速道路公団採用 首都高速道路株式会社計画・環境部事業計 画グループ総括マネージャー 同 東東京管理局担当部長 同 経営企画部担当部長 同 計画・環境部長 同 神奈川建設局長 同 執行役員 同 常務執行役員 現在に至る 保全・交通部、プロジェクト部(プロジェクト企画関係)、技術コンサルティング部 担当	
5	金井 甲 (昭和39年11月3日生)	昭和63年4月 平成23年7月 平成26年4月 平成27年6月 平成28年7月	建設省採用 国土交通省総合政策局参事官(社会資本整備担当) 同 総合政策局環境政策課長 同 住宅局住宅企画官 復興庁統括官付参事官 現在に至る	_
6	だる 本 裕 (昭和33年12月10日生)	昭和56年4月 平成17年10月 平成18年7月 平成21年10月 平成24年7月 平成29年6月	首都高速道路公団採用 首都高速道路株式会社関連事業部新事業 開発グループ総括マネージャー 同 関連事業部担当部長 同 営業部担当部長 同 営業部長 同 営業部長	_

注1:取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注2:佐々木眞一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

注3:佐々木眞一氏は、トヨタ自動車株式会社の会社経営・技術分野等での豊富な業務経験と見識を活かし、社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

第4号議案 監査役選任の件

監査役全員(4名)が本総会終結の時をもって任期満了となることから、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。 本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、均	他位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有す る当社 の株式 の数
	平成 元年4月	警察庁採用	
	平成 17 年 8 月	警視庁生活安全部生活安全総務課長	
	平成 20 年 8 月	警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長	
j ž n t t l 上野 正史	平成 21 年 7 月	広島県警察本部警務部長兼広島市警察部長	
上野 止史 (昭和39年11月6日生)	平成 23 年 3 月	警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長	
	平成 25 年 8 月	警察庁刑事局犯罪鑑識官	_
	平成 26 年 8 月	警察庁生活安全局生活経済対策管理官	
	平成 27 年 7 月	高知県警察本部長	
	平成 29 年 9 月	警察大学校警務教養部長兼術科教養部長兼警	
		察政策研究センター付 現在に至る	
	昭和47年4月	名古屋大学 法学部助手	
	昭和 49 年 4 月	同 法学部助教授	
	昭和60年4月	同 法学部教授	
浜田 道代	平成 11 年 4 月	同 大学院法学研究科教授	
(昭和22年11月25日生)	平成 20 年 4 月	同 法科大学院長	_
	平成 21 年 4 月	同 名誉教授 現在に至る	
		公正取引委員会委員	
	平成 26 年 6 月	首都高速道路株式会社監査役 現在に至る	
	昭和51年4月	東京急行電鉄株式会社 入社	
	平成 15 年 4 月	同 財務戦略推進本部財務部統括部長	
	平成 17 年 4 月	同 執行役員、財務戦略室副室長兼財務部統括部長	
	平成 18 年 6 月	同 財務戦略室長	
	平成 19 年 6 月	同 取締役	
ともえ まさお ともえ 文雄	平成 23 年 4 月	同 常務取締役	
(昭和28年11月23日生)	平成 26 年 4 月	同 専務取締役	
	平成 26 年 6 月	首都高速道路株式会社監査役 現在に至る	
	平成 27 年 6 月	東京急行電鉄株式会社取締役専務執行役員	
	平成 29 年 4 月	同 代表取締役副社長執行役員 現在に至る	
	(他の法人等の	株式会社ファイブハンドレッドクラブ代表取	
	代表状況)	締役社長	

			所有す		
氏 名	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況				
(生年月日)		四立及 U7旦日並 U1に他の伝入寺の八衣4人化	の株式		
			の数		
	昭和 55 年 4 月	日本火災海上保険株式会社入社			
	平成 16 年 6 月	日本興亜損害保険株式会社自動車保険部長			
	平成 18 年 4 月	同 経営企画部長			
	平成 19 年 6 月	同 保険金支払管理部長			
	平成 20 年 1 月	同 経営企画部長			
de al de la la de	平成 21 年 4 月	同 経営企画部長兼経営企画部統合準備室長			
たかた としゅき 高田 俊之	平成 22 年 4 月	NKSJホールディングス株式会社(現 S	_		
(昭和32年7月6日生)		OMPOホールディングス株式会社)執行役			
		員経営企画部長			
	平成 23 年 4 月	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント			
		株式会社取締役			
	平成 24 年 6 月	NKS Jホールディングス株式会社取締役常			
		務執行役員			
	平成 26 年 6 月	同 監査役 現在に至る			

- 注1:監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
- 注2:上野正史氏、浜田道代氏、巴政雄氏及び高田俊之氏は、会社法第335条第3項に 定める社外監査役の候補者であります。
- 注3:上野正史氏には、豊富な業務経験と見識を活かし、会社全体の業務の適正性を確保するという観点からの監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 注4: 浜田道代氏には、商法に関する深い専門知識及び公正取引委員会委員等の豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。なお、同氏は民間企業の経営に関与されたことはありませんが、上述の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 注 5: 巴政雄氏には、公共交通を担う鉄道会社等における財務分野をはじめとした豊富な 業務経験と見識を活かした監査を期待しております。
- 注 6: 高田俊之氏には、金融機関における豊富な業務経験と見識を活かした監査を期待しております。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈 呈の件

本総会終結の時をもって退任する取締役安藤憲一氏、大西英史氏 及び監査役根本博氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社 の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈し たいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歷
安藤 憲一 (昭和 26 年 1 月 25 日生)	平成 28 年 6 月	首都高速道路株式会社代表取締役専務執行役員 現在に至る
***にし ひでもみ 大西 英史 (昭和 30 年 1 月 5 日生)	平成 25 年 6 月	首都高速道路株式会社取締役執行役員 現在に至る
根本 博 (昭和 27 年 4 月 22 日生)	平成 25 年 6 月	首都高速道路株式会社監査役(非常勤) 現在に至る